

平成29年第2回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 議席の一部変更	3
	(5) 会議録署名議員の指名	3
	(6) 会期の決定	4
	(7) 議長の辞職	4
	(8) 議長の選挙	5
	(9) 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし 第12号の提出	6
	(10) 提案理由の説明	6
	(11) 承認第1号の説明、採決	8
	(12) 承認第2号の説明、採決	10
	(13) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決	13
	(14) 議案第8号の説明、採決	17
	(15) 議案第9号の説明、採決	18
	(16) 議案第10号の説明、採決	19
	(17) 議案第11号の説明、採決	19
	(18) 議案第12号の説明、採決	20
	(19) 議案第13号の説明、採決	21
	(20) 閉会及び閉議の宣告	23

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第18号

平成29年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年6月30日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日時 平成29年7月31日(月)午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 2 招集年月日

平成29年7月31日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成29年7月31日 午後2時30分開会、午後3時47分閉会

## 5 応招議員

3番 山口 信也君	5番 添田 勝幸君	7番 加藤 幸一君
8番 馬場 有君	9番 目黒 章三郎君	10番 植村 恵治君
11番 野地 久夫君	12番 大和田 博君	13番 片平 秀雄君
14番 古川 庄平君	15番 下山田 和雄君	16番 菊地 正文君

## 6 不応招議員

1番 品川 萬里君	2番 清水 敏男君	4番 仁志田 昇司君
6番 馬場 孝允君		

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 小林 香君 会計管理者 近江 善夫君

事務局長	熊坂俊則君	事務局次長	町島齊君
総務課長	大勝宏二君	業務課長	二階堂恵一君

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議長の辞職
- 追加日程第 1 議長の選挙
- 日程第 7 承認第 1 号及び第 2 号、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 8 号ないし第 1 2 号の提出
- 日程第 8 提案理由の説明
- 日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第 2 号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 11 認定第 1 号 平成 28 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 2 号 平成 28 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 8 号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 9 号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 10 号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 11 号 平成 29 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 12 号 平成 29 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 追加日程第 2 議案第 13 号 訴えの提起について

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**議長（野地 久夫君）** それでは、ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「平成29年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川万里君、清水敏男君、仁志田昇司君、馬場孝允君より欠席の届け出がございました。直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時30分)

### (2) 諸般の報告

**議長（野地 久夫君）** 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がございましたので報告いたします。

平成29年3月22日に、大和田昭君が任期満了となりました。

これにより、平成29年3月14日告示の補欠選挙が執行され、添田勝幸君が当選されました。

平成29年4月26日付けで、品川万里君が任期満了となりました。

これにより、平成29年4月18日告示の補欠選挙が執行され、品川万里君が再選されました。

### (3) 議席の指定

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された品川万里君の議席を1番、添田勝幸君の議席を7番に指定いたします。

### (4) 議席の一部変更

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第3「議席の一部変更」を行います。

今回新たに当選された添田勝幸君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席の一部を変更します。

添田勝幸君の議席を5番に、馬場孝允君の議席を6番に、加藤幸一君の議席を7番に、それぞれ変更します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。

変更した議席は、お手元に配布しております変更議席表のとおりでございます。

この際、議席の移動をお願いします。

(議席の移動)

### (5) 会議録署名議員の指名

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に10番植村恵治君、16番菊地正文君を指名いたします。

#### (6) 会期の決定

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

#### (7) 議長の辞職

**議長(野地 久夫君)** ここで、議長を交代いたします。

片平秀雄副議長、議長席へお着き願います。

**副議長(片平 秀雄君)** 議長を交代いたしました。

ご報告いたします。

野地久夫議長より、議長の辞職願が提出されました。

議長の辞職については、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって、野地久夫君には辞職が許可されるまでの間、退席を求めます。

(野地議員退席)

事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** それでは朗読させていただきます。

辞職願、今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第79条第1項の規定により願ひ出ます。

平成29年7月24日 福島県後期高齢者医療広域連合議会議長 野地久夫。

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 片平秀雄様。

以上でございます。

**副議長(片平 秀雄君)** お諮りいたします。

野地久夫君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**副議長(片平 秀雄君)** ご異議なしと認めます。

したがって、野地久夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、野地久夫君の入室を認めます。

(野地議員入室)

ただいま、議長の辞職について許可されましたので、告知いたします。

ここで野地久夫君にごあいさつをいただきます。

野地久夫君、前方の演壇へご登壇願います。

(野地議員登壇)

**議員(野地 久夫君)** 一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、多大なるご協力をいただきまして無事議長職を務めさせていただくこ

とができました。

皆様のご厚情に心より感謝申し上げます、あいさつとさせていただきます。  
ありがとうございました。

(野地議員降壇)

## (8) 議長の選挙

**副議長 (片平 秀雄君)** ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

**副議長 (片平 秀雄君)** ご異議なしと認めます。

追加日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**副議長 (片平 秀雄君)** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**副議長 (片平 秀雄君)** ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、目黒章三郎君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名いたしました目黒章三郎君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**副議長 (片平 秀雄君)** ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました目黒章三郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました目黒章三郎君が議場におられますので、当選を告知いたします。

目黒章三郎議長、前方の演壇へ登壇願います。

(目黒議長登壇)

**議長（目黒 章三郎君）** ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長を仰せつかりました目黒章三郎でございます。

現在、高齢者医療制度を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが推測されております。

本広域連合議会といたしましても、今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様のご真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご御指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（目黒議長降壇）

**副議長（片平 秀雄君）** ここで、議長を交代いたします。

目黒章三郎議長、議長席へお着き願います。

#### （9）承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第12号の提出

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第7「承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第12号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### （10）提案理由の説明

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第8「提案理由の説明」を行います。

承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第12号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（小林 香君）** 本日、平成29年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たり、議員の皆様方におかれましては、ご多用の所、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が2件、平成28年度決算に係る認定が2件、条例の一部改正に係る議案が3件、平成29年度補正予算に係る議案が2件の、あわせて9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ち、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度については、被保険者の増加や医療の高度化により、医療費の増加が見込まれる中で、安定した財政運営が求められております。

国においては、制度の持続性を高める観点から、低所得者等に対する保険料軽減特例措置を今年度から段階的に縮小する一方、高額療養費の被保険者負担額の上限を引上げるなど被保険者の能力に応じた負担を求めています。

また、保険者インセンティブとして、保険者による予防事業や健康づくり推進事業、医療



費適正化事業等の実施状況が評価され、これに応じて交付金が交付されるなど、今まで以上に積極的な取り組みが重要となっております。

このような状況の中、全国の広域連合で組織する協議会では、6月に厚生労働大臣に対して、後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、国による財政支援の拡充などを要望したところです。

本広域連合といたしましても、東日本大震災及び原子力発電所の事故により被災された被保険者に対する支援の継続など本県の実情を踏まえた意見を申し上げております。

本広域連合における主な取り組みについて申し上げます。

はじめに、医療費の動向でございますが、昨年4月に行われた診療報酬の改定に伴い、平成28年度に医療機関に支払った保険給付費は前年度比でマイナスとなったものの、直近のデータを比較すると前年同時期より被保険者総数は、約3,000人増加し、1人当たりの保険給付費もプラスとなっていることから、医療機関への支払額は月額で、前年度比約3億6,000万円の増となっております。

このような状況を踏まえ、被保険者へ医療機関等の受診状況を通知し適正受診を促すほか、ジェネリック医薬品の普及啓発にも取り組んでおります。

また、医療機関に対し、レセプトの二次点検を強化するなど、医療費の適正化に引き続き努めて参りたいと考えております。

続いて保健事業の取り組み状況でございますが、データヘルズ計画に基づく保健事業では、対象者の抽出や広報紙を活用した啓発活動など、市町村との連携を強化しながら事業を進めております。

健康診査につきましては、疾病の早期発見・早期治療と健康に対する意識を定着させることが、重要であることから、受診率の向上を図り、被保険者の健康寿命の延伸につなげて参りたいと考えております。

また、今年度は新規事業として、昨年度75歳になった方を対象に歯科口腔健診を実施しております。

虫歯予防だけではなく、口腔機能低下によるとされている誤嚥性肺炎などの疾病予防や要介護状態への進行を抑制していきたいと考えております。

これら医療費の支払いや保健事業を実施する上で大切な財源となります後期高齢者医療保険料の収納状況でございますが、平成28年度決算における収納率は前年度を0.02ポイント上回る99.38%となりました。

基礎財源の確実な確保と保険料負担の公平性を図るため、引き続き、収納対策に取り組んで参りたいと存じます。

以上、後期高齢者医療事業の一端について申し上げましたが、本広域連合といたしましては、医療制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」でございますが、職員の育児休業に関し該当条件を追加するため、「福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する

条例」について、所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるとのことです。

「承認第2号 専決処分の承認を求めるとのことについて」でございますが、東日本大震災に係る保険料の減免について、平成29年分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準が新たに示されたため、「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」について、所要の改正を行うため、前号同様に専決処分をし、承認を求めるとのことです。

「認定第1号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものとございます。

「認定第2号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものとございます。

「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備の改正を行うため、条例案を提出するものとございます。

「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報公開に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備の改正を行うため、条例案を提出するものとございます。

「議案第10号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」でございますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備の改正を行うため条例案を提出するものとございます。

「議案第11号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,419万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,738万円とするものとございます。

「議案第12号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ95億4,520万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,435億6,584万5千円とするものとございます。

以上、9件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### (11) 承認第1号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第9「承認第1号 専決処分の承認を求めるとのことについて、専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

お手元の資料の「定例会議案書」とA4版横の右肩に「資料1」と表示のある「議案説明資料」をご準備願います。

まず、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。2ページ専決処分書の「福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、4月より当広域連合職員に適用させるにあたり急を要したことから、地方自治法第179条第1項により、平成29年4月20日付で専決処分いたしましたことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一部改正の内容につきまして、資料1の議案説明資料により説明させていただきます。

資料1の1ページをお開きください。

改正の趣旨であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行ったものであります。

改正の主な内容でございますが、(1)育児休業法第2条第1項に規定される育児休業等の対象となる者の範囲について、条例で定めるものに、①養子縁組里親として、委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等の同意が得られず、養育里親として職員に委託されている児童を追加するものであります。

次に(2)育児休業は、同一の子について原則1回であります。再度の育児休業をすることができる条例で定める特別の事情として、①家事審判による特別養子縁組が成立しなかった場合や②育児休業をしている職員が負傷・精神疾患等により育児休業が取り消された後、当該職員が養育をできる状況に回復した場合を追加するものであります。

施行期日は公布の日であります。

資料の2ページから4ページが新旧対照表であります。

承認第1号の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 質疑なさる方ございませんのでこれをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

(12) 承認第2号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第10「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 承認第2号についてご説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

「専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について」であります。被災者に係る平成29年度保険料決定するに、急を要したことから、地方自治法第179条第1項により、平成29年7月3日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容でございますが、資料1の議案説明資料の方をご覧いただきたいと思っております。5ページでございます。

改正の趣旨であります。国から「平成29年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準」が新たに示されたことから、所要の改正を行ったものであります。

改正の主な内容としまして、1保険料減免の適用期間を平成30年3月31日まで延長するとともに、2に記載しておりますが、平成29年度上位所得層の保険料減免の取扱いを、（1）平成27年度以前に指定が解除された「旧緊急時避難準備区域」、「旧避難指示解除準備区域」及び「特定避難勧奨地点」に居住していた世帯のうち、平成29年度において上位所得層に属する被保険者は、平成29年度は減免の対象としない。

（2）平成28年度中及び平成29年4月1日に指定が解除された「旧居住制限区域」及び、「旧避難指示解除準備区域」に居住していた世帯のうち、平成29年度において上位所得層に属する被保険者の保険料は、平成29年9月分までに相当する月割算定額を減免するとしたものであります。

施行日は、公布の日であります。

6ページから8ページが新旧対照表であります。

承認第2号の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、承認第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** それでは討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

### (13) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第11「認定第1号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第12「認定第2号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（熊坂 俊則君） 平成28年度歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

議案書の7ページをお開き願います。

まず、認定第1号「平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

資料2「議案説明資料」の別冊、資料2-1「平成28年度各会計・歳入歳出決算書」により説明させていただきます。

資料2-1の歳入歳出決算書の3ページをお開きください。

「各会計の歳入歳出決算一覧表」であります。

表下段の合計をご覧ください。

一般会計・特別会計合わせまして、収入済額2,476億4,193万7,934円、支出済額2,357億4,877万9,436円、差引残額118億9,315万8,498円となったものであります。

4ページをお開き願います。

「一般会計歳入歳出決算書」であります。

まず、歳入であります。表下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額7億7,142万5千円に対しまして、調定額、収入済額同額で7億7,119万3,756円で、予算現額との比較で、231,244円の減となったものであります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。

表下段の歳出合計をご覧ください。

予算現額7億7,142万5千円に対しまして、支出済額は7億2,148万5,133円で、不用額が、4,993万9,867円となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は4,970万8,623円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

「一般会計の歳入歳出決算事項別明細書」であります。

まず、歳入であります。各款項目の款の収入済額で説明させていただきます。

7ページ側の収入済額と併せて備考欄をご覧くださいと思います。

1款「分担金及び負担金」7億2,906万4千円は、構成市町村からの負担金で、制度を運営するうえで要する共通経費の費用でございます。

2款「国庫支出金」は一般会計での歳入がなかったものであります。

3款「財産収入」83万8,200円は、借上げ公舎入居料等であります。

5款「繰越金」4,123万3,496円は、前年度からの繰越金でございます。

6款「諸収入」5万8,060円は、歳計現金の預金利子等であります。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出であります。同じく支出済額と併せて備考の欄をご覧ください。

右側のページになります。

1款「議会費」67万2,336円は、議会運営に要した費用でございます。

2款「総務費」8,532万7,751円は、主なものとしましては、事務局長、次長、及び総務課職員7名分の派遣職員人件費負担金及び、事務局管理運営費等であります。

10ページ、11ページをお開きください。

ページ中ほどの3款「民生費」6億3,548万5,046円は、電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金、並びに業務課職員16名分の派遣職員人件費負担金であります。

ページ下段の歳出合計をご覧ください。

補正予算後の予算現額7億7,142万5千円に対しまして、支出済額は7億2,148万5,133円で、不用額は4,993万9,867円となったものであります。

12ページをお開き願います。

「4実質収支に関する調書」であります。一般会計の実質収支額は、4,970万8千円でございます。

認定第1号「一般会計歳入歳出決算認定について」の説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

議案書では8ページでございます。

別冊の各会計歳入歳出決算書の方で説明させていただきます。

決算書の14ページをお開き願います。

特別会計の歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入であります。表下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額2,405億9,696万3千円に対しまして、調定額が2,468億8,413万7,819円、収入済額が2,468億7,074万4,178円であります。

収入未済額が1,339万3,641円ありますが、これは、保険給付費の不正・不当請求や被保険者の負担割合に変更に伴う一部負担金差額に係る返還金及び加算金であります。

よって予算現額と収入済額との比較では、62億7,378万1,178円の増となったものでございます。

15ページをご覧ください。

歳出でございます。

表下段の歳出合計をご覧ください。

予算現額 2,405億9,696万3千円に対しまして、支出済額は2,350億2,729万4,303円で、不用額が55億6,966万8,697円となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は118億4,344万9,875円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

「特別会計の歳入歳出決算事項別明細書」でございます。

まず、歳入であります。

17ページの収入済額と併せて備考の欄をご覧ください。

1款「市町村支出金」370億6,247万7,813円ではありますが、主な内訳としまして、市町村から納付された被保険者の後期高齢者医療保険料や低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金、療養給付費に係る市町村の定率負担分である療養給付費市町村負担金及び市町村からの健康診査事業負担金などであります。

2款「国庫支出金」853億3,544万4,500円ではありますが、主な内訳としまして、療養給付費に係る国の定率負担分である療養給付費国庫負担金、高額医養費に係る高額医療費国庫負担金、また各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、原発事故で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に対する後期高齢者医療災害臨時特例補助金、平成27年度から特別会計で受け入れることになった低所得者等の保険料軽減に係る高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金などとなっております。

3款「県支出金」189億4,942万4,592円ではありますが、主な内訳としまして、療養給付費に係る県の定率負担分である療養給付費県負担金、及び、高額医養費に係る高額医療費県負担金となっております。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

4款「支払基金交付金」932億1,818万5千円は、後期高齢者交付金で、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものであります。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」5,306万4,009円は、特別高額医療費共同事業からの交付金で、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、各広域連合の財政影響を緩和するために、その費用を全国の広域連合にて共同で負担するもので、各広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から本広域連合に交付されたものであります。

6款「繰入金」5億1,639万3千円は、一般会計からの事務費等繰入金や低所得者等の保険料軽減費用等に充てるため後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入れたものであります。

7款「繰越金」115億6,569万2,143円は、国からの療養給付費負担金など各種負担金の28年度に精算する償還分を含む繰越金であります。

9款「諸収入」1億7,006万3,121円は、歳計現金の預金利子、被保険者の交通事故による損害賠償金である第三者納付金、及び、診療報酬の過誤調整金の返納金などで

あります。

諸収入の収入未済額は、先ほど14ページでご説明いたしました、返納金等の収入未済額であります。

そういたしまして、表下段、歳入合計は、2,468億7,074万4,178円となったものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

歳出であります。21ページの支出済額と併せて備考欄をご覧ください。

1款「総務費」6億3,146万3,352円は、制度運営のための経費でございます。

主なものとしては、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、レセプト点検審査委託料など医療費の適正化等に係る医療費適正化等推進事業、及び、被保険者の健康づくりに資するための後期高齢者医療特別対策事業などがございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

2款「保険給付費」2,278億1,330万9,619円でありましたが、被保険者が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約96.6%の割合を占めております。

給付費の内訳は、備考に記載の療養の給付費、入院時食事療養費、療養費、高額療養費、葬祭費などとなっております。

なお、平成28年4月の診療報酬の改定により薬価が下がったことから、療養給付費は、前年度比で、24億4,305万円、率にして1.07%の減となったものであります。

24ページ、25ページをお開き願います。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」6,462万6,780円は、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に全国の広域連合が共同で負担するための共同事業への拠出金であります。

5款「保健事業費」4億8,238万5,073円は、健康診査事業に要した費用で、被保険者の健康保持、生活習慣病の早期発見のため、市町村に委託して実施してございます。

6款「公債費」支出ございません。

7款「諸支出金」60億3,550万9,479円は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから定率で概算払いされていた療養給付費等負担金などを精算した償還金等でございます。

26ページ、27ページをお開き下さい。

8款「予備費」支出はございませんでした。

表下段、歳出合計の支出済額、歳出合計は2,350億2,729万4,303円となったものでございます。

28ページをお開き願います。

7実質収支に関する調書であります。

特別会計の実質収支額は118億4,344万9千円であります。

続きまして、29ページの8財産に関する調書であります。

不動産、動産、有価証券等の公有財産及び、基金等、財産はございません。



次に、30ページからは、平成28年度の主要な施策の成果等報告書となっております。主なものについて、ご説明いたします。

43ページをお開きください。

中ほどのオ. 医療費適正化等推進事業でございますが、この事業は、適切な医療の確保を図るとともに、医療費の適正化、保険料収納対策等の保険者機能強化を目的とした事業であります。

主な実施事業としまして、(イ) 重複・頻回受診者訪問指導につきましては、重複・頻回の基準に該当する対象者を、保健師や看護師が訪問し、病気の状況等を確認しながら、適正な受診・服薬の指導を行ったものであります。

44名に対し、訪問指導を実施したところであります。

次に(エ) レセプト二次点検につきましては、レセプトの請求内容に誤りがないか、一次点検を福島県国民健康保険団体連合会で行っておりますが、さらに請求内容をチェックするため二次点検を委託で実施しているものであります。

成果としまして、44ページ上段の表にありますとおり、二次点検による再審査の申出で、1億7,706万円余の給付費の減額効果があったところであります。

次に、(オ) のジェネリック医薬品に関してですが、医療費の適正化を進めるため、効能が同等で値段の安いジェネリック医薬品の利用促進を図っております。

具体的取り組みとしまして、ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が500円以上、下がると見込まれる対象者へ、その金額をお知らせする差額通知の送付いたしまして、また、ジェネリック医薬品へ切り替えがし易いように、新規保険加入者にジェネリック医薬品希望シールを送付いたしました。

なお、平成29年3月分のジェネリック医薬品の利用率が65.8%となったところであります。

続きまして、ページ下の「カ 後期高齢者医療特別対策事業」であります。この事業は、被保険者の健康づくりを目的に市町村・広域連合が実施する、長寿・健康推進事業等であり、

45ページ中段の表をご覧ください。

広域連合を含む46市町村において、健康づくり教室の開催や人間ドック費用助成等、77の事業を実施したところであります。

続きまして、49ページをお開き願います。

5款「保健事業費」であります。被保険者の健康状態の把握、及び、生活習慣病の早期発見のために、市町村と委託契約を結び健康診査を実施しているものでございます。

50ページをお開きいただきまして、中ほどの成果の表中、受診率であります。23.78%で、前年度より0.71ポイント上回ったところであります。更なる受診率の向上が課題と捉えております。

認定第2号「平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明は以上でございます。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、

審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまし

て、合わせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員 松野 孝司君。

**監査委員（松野 孝司君）**

私から平成28年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料2-2審査意見書1ページをご参照いただきたいと思います。

去る平成29年6月27日、大和田監査委員とともに平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書、及び、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、適正であると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係書類及び証拠書類と符合しており、適正であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめておりますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。

本広域連合においては、今後も、後期高齢者人口の増加に伴う医療費の増加が予想されることから、引き続き医療費の適正化に努めるとともに、健全な財政運営と高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑かつ安定的な運営に取り組んでいただきたくお願ひ申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** ただいまの監査委員の意見をふまえ、「認定第1号」及び「認定第2号」の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって「認定第1号」及び「認定第2号」に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって討論を終結し採決いたします。

採決は案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号は、これを原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

#### (14) 議案第8号の説明、採決

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第13「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（熊坂 俊則君） それではご説明いたします。

定例会議案書とA4横版の資料1議案説明資料をご準備願います。

議案書では9ページから26ページになります。

資料1議案説明資料によりご説明いたします。

説明資料の9ページをご覧ください。

改正の趣旨であります、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正」に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容であります、情報通信技術が進展する中、保有する個人情報を保護するため、関係法令を踏まえた内容に改めるものであります。

具体的には、(1) 条例の目的として、本条例が情報通信技術の進展を背景とする個人情報の適正な取扱いを確保することに重点を置いた内容であることを明確にするため、文言を整理するものであります。

(2) 個人情報の定義として、対象を、識別が可能な特定の個人のほか、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号を対象とするとともに、死者の情報については除外するものであります。

(3) 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがある要配慮個人情報について新たに定義するとともに当該情報の収集の制限に関する規定を整備するものであります。

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い条例の整合を図るものであります。

(5) 保有する個人情報の開示又は訂正の請求に係る開示決定等の判断を他の実施機関が行うことに正当な理由があるときに、他の実施機関に事案を移送することができるようにするものであります。

(6) 口頭による開示請求の特例を廃止するものであります。

(7) 業務に関して所定の違反行為をした法人等の行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科することとするものであります。

(8) その他全条文の表記の見直しを行うものであります。

以上について改正するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

なお10ページから42ページまでが新旧対照表となっております。

議案第8号の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（目黒 章三郎君） それでは、「議案第8号」の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） なければ、「議案第8号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） 討論を終結し採決いたします。

「議案第8号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は原案どおり可決されました。

#### (15) 議案第9号の説明、採決

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第14「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局長。

事務局長（熊坂 俊則君） それではご説明申し上げます。

議案書では27ページ、28ページになります。

資料1 議案説明資料によりご説明いたします。

説明資料1の43ページをお開き願います。

改正の趣旨であります、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としまして、第8号議案で説明しました改正後の個人情報保護条例の規定を引用する本条例の規定について、整合するよう所要の改正を行っております。

(2) 審査請求があった場合の審査会に対する諮問実施機関の義務として、諮問実施機関が行政不服審査法第31条または法34条から37条までに規定する「口頭意見陳述の機会付与」等の手続きをしたときに、同様の調査権限を有する審査会が重複して同様の手続きを行うことを避けるため、当該手続の内容を記載した書類を審査会に提出することを義務づけるものであります。

(3) 審査会の審議に対する信頼を高めるため、守秘義務に違反した審査会委員に対する罰則規定を新設するものであります。

施行期日は、公布の日とするものであります。

なお44ページから45ページまでが新旧対照表となっております。

議案第9号の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（目黒 章三郎君） それでは、「議案第9号」の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（目黒 章三郎君） これをもって「議案第9号」に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第9号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」は原案どおり可決されました。

#### (16) 議案第10号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第15「議案第10号 福島県後期高齢者医療広域連合  
情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** それではご説明申し上げます。

議案書では29ページ、30ページになります。

資料1 議案説明資料によりご説明させていただきます。

資料1の46ページをお開き願います。

改正の趣旨であります、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としまして、不開示情報として規定されている個人に関する情報に含まれるその他の記述等について47ページの新旧対照表第7条第1項第2号の下線のとおり、明確にするものであります。

施行期日は公布の日とするものです。

なお、47ページが新旧対照表となっております。

議案第10号の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、「議案第10号」の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって「議案第10号」に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第10号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第10号」は原案どおり可決されました。

#### (17) 議案第11号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第16「議案第11号 平成29年度福島県後期高齢者  
医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 議案第11号「平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一  
般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

議案書の32ページ、33ページをお開き願います。

補正の内容であります。平成28年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,419万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億6,738万円とするものであります。

議案書の34ページから36ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書となります。

35ページ、36ページをお開き下さい。

まず、上段の表、歳入であります。5款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に2,419万8千円を追加するものであります。

これは、平成28年度の決算でご説明しましたように、29年度への繰越金4,970万8千円が確定したことから、29年度当初予算で計上していた繰越金2,551万円との差額2,419万8千円を追加するものであります。

次に歳出でございます。4款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に、繰越金で追加したと同額2,419万8千円を追加するものであります。

そういたしまして、34ページ、補正後の歳入歳出の合計額であります。歳入歳出額とも、8億6,738万円とするものでございます。

なお、別冊資料3の「平成29年度補正予算説明資料」は、予算一覧表で、款・項・目等に補正の状況をまとめたものでございます。

一般会計の補正予算状況は1ページになります。

議案第11号「平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、「議案第11号」の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって「議案第11号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 討論を終結し採決いたします。

「議案第11号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は原案どおり可決されました。

#### (18) 議案第12号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第17「議案第12号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 議案第12号「平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

議案書の38ページ39ページをご覧ください。

補正の内容であります。平成28年度決算の認定により繰越金が確定したことから、

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 95億4,520万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,435億6,584万5千円とするものであります。

議案書の40ページから42ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書になります。

41ページ、42ページをお開き下さい。

まず、上段の表、歳入であります。7款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」であります。29年度への繰越金118億4,344万9千円が確定したことから、当初予算で計上していた22億9,824万8千円との差額95億4,520万1千円を追加するものであります。

内訳としましては、療養給付費負担金等繰越金に54億2,096万9千円を、その他繰越金に41億2,423万2千円を追加するものであります。

次に、歳出であります。

6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」に、28年度に概算払いを受けていた療養給付費等の精算に係る国庫等への療養給付費負担金等償還金として54億2,096万9千円を追加し、7款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に、41億2,423万2千円を追加するものであります。

そういたしまして、40ページ、補正後の歳入歳出の合計額であります。歳入歳出額とも2,435億6,584万5千円となるものでございます。

なお、別冊資料3の「平成29年度補正予算説明資料」中、特別会計の補正予算状況は2ページから3ページになります。

議案第12号「平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** 「議案第12号」の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これをもって「議案第12号」に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 討論を終結し採決いたします。

「議案第12号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は原案どおり可決されました。

#### (19) 議案第13号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** お諮りいたします。

お手元に配布いたしておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の追加2を追加したいと思います。

ご異議ありませんか

(「なし」の声あり)

**議長 (目黒 章三郎君)** ご異議なしと認め、本日の日程に議事日程第1号の追加2を追加いたします。

次に、追加日程第2「議案第13号 訴えの提起について」を議題といたします。広域連合長。

**広域連合長 (小林 香君)** 追加議案1件の提案理由について申し上げます

「議案第13号 訴えの提起について」でございますが、診療報酬に係る不正利得等分の支払いを求めため、地方自治法第292条で準用する同法第96条第1項第2号の規定に基づき、訴えを提起しようとするものでございます。

なお詳しくは事務局より説明致させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**事務局長 (熊坂 俊則君)** 「訴えの提起」についてご説明申し上げます。

議案書(その2)の1ページをご覧ください。

診療報酬に係る不正利得等の支払いを求め訴訟を提起するものでありますが、訴訟の当事者で被告となるべき者は、記載の二者でございます。

「2」請求の趣旨であります、「不正・不当請求により得た診療報酬について、被告は、連帯して診療報酬に係る不正利得等を支払うこと。」及び「訴訟費用は被告となるべき者の負担とすること。」との判決、並びに仮執行宣言を求めものであります。

「3」訴訟遂行の方針であります、(1) 弁護士、渡辺健寿を訴訟代理人と定めます。

なお、渡辺弁護士は、当広域連合の顧問弁護士であります。

(2) 第1審判決の結果、広域連合長において必要があると認めるときは、上訴するものとします。

(3) 授權事項としまして、広域連合は、訴訟において必要が認めるときは、「訴えの取り下げ」、「訴訟上の和解」及び「請求の放棄」を行うことができるとさせていただきます。

「議案第13号 訴えの提起」についての説明は以上でございます

ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

**議長 (目黒 章三郎君)** それでは、「議案第13号」の質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 (目黒 章三郎君)** なければ、これをもって「議案第13号」に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長 (目黒 章三郎君)** 討論を終結し採決いたします。

「議案第13号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は原案どおり可決されました。



(20) 閉会及び閉議の宣告

議長（目黒 章三郎君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ平成29年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時47分)